

意見募集の結果について

件名	守谷市議会基本条例（案）について
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none">・ 守谷市議会ホームページ・ 守谷市議会事務局（市役所2階）
意見募集期間	平成25年10月10日から平成25年11月8日まで
意見提出件数	1人 25件
公表資料	<ul style="list-style-type: none">・ 守谷市議会基本条例（案）・ 守谷市議会基本条例（案）【逐条解説】
結果公表日	平成25年11月27日
担当課	守谷市議会事務局 電話：0297-45-1111（代表） FAX：0297-45-6528 Eメール：gikai@city.moriya.ibaraki.jp

寄せられた意見とそれに対する考え方

◎基本理念（第2条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>「真の」、「責任」、「実現」などの語句をみますと、議論が上滑りしていたのではないかと思えてしまいます。次のような表現が良いのではないのでしょうか。</p> <p>『守谷市議会（以下、市議会）、及び、守谷市議会議員（以下、議員）は、市政における唯一の議決機関として、市政運営の一翼を担う責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させる事により、地方分権の時代にふさわしい、守谷市の特性を生かした市の運営に資することを目指す。』</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>本条例の条文等は、守谷市議会の目指すべき方向性を示す「理念条例」としての観点から策定しております。この点をご理解いただきまして、原案のとおりといたします。</p>

◎議会の活動原則（第3条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>次のような内容だと理解しますが、宜しいのでしょうか。</p> <p>『(1) 議会運営の公正性、透明性を確保する事により、市民に開かれ、市民に信頼され、市民に判りやすい議会を目指す。</p> <p>(2) 議決の責任は重く、否決された議案を含め、議決の内容・理由を市民に対して説明する責任を負う。</p> <p>(3) 執行機関が適正に運営されているかどうか、及び、業務が適正に執行されているかどうか、市民の立場に立ち、厳正・公平に監視・評価する。</p> <p>(4) 市民の立場に立った議会運営を行うために、あらゆる機会をとらえて、市民の意見を、迅速・適格に把握する努力をする。』</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>このご意見のとおり、広義的な解釈として宜しいものと理解しますが、表現方法としては原案のとおりといたします。なお、このご意見を基に、本条例に係る逐条解説説明欄の見直しに努めます。</p>

◎議員の活動原則（第4条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>つぎのような内容と理解しますが、よろしいのでしょうか。</p> <p>(1) 3条<議会の活動原則>が速やかに実行されるよう、議会の構成員としての自覚を持ち、活動する。</p> <p>(2) 市民の信任を得ている重さを自覚し、市民の意見を把握し、公正な立場から市政への迅速な反映を図る。</p> <p>(3) 議会内はもとより、広く世界に目を向け、必要な情報の獲得と理解に努め、条例化し、市政の正しい運営に資する。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>このご意見のとおり、広義的な解釈として宜しいものと理解しますが、表現方法としては原案のとおりといたします。なお、このご意見を基に、本条例に係る逐条解説説明欄の見直しに努めます。</p>

◎会派（第5条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>議会は、既に、ムダな二重構造になっているように見えます。委員会と会派です。予算が両方に、重複して配分されているとは思いませんが、委員会活動を活発にする事は、そのまま、議員活動が活発化することにつながる、というようになるべきだと思います。小規模市政であれば、会派ではなく、議員個人が中心となって活動して頂きたいと思います。市民との接点を作ることが、本条例の訴えていることのひとつと感じていますが、その議会側の窓口を一本化して欲しいと思います。その場合、窓口は議会そのものが良いと思います。会派ごと、個人ごと、に接触してこられては、市民にとっては迷惑なのではないでしょうか。このような視点からみれば、会派中心の活動は好ましくありません。しかし、現実には会派が存在しているらしいので、次のような内容を考えました。</p> <p>『(1) 会派、勉強会などの結成は自由であり、又、そこでの活動は、議員個人の</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>このご意見については、一考としてご理解いたします。会派については法律上の定義づけが行われていないものであり、本条例において基本的な定義づけを行うものです。また、本条例の性格において、最高規範性と理念条例の観点から、詳細な定義を行うものではない（若しくは、必要に応じて別途定めるもの）と考えますので、ご理解願います。</p> <p>参考として、守谷市議会の関係例規において、会派に関わる規定は守谷市議会政務活動費の交付に関する条例、同規則があります。また、この条例は地方自治法第100条第14項（政務活動費交付に係る条例化規定）に基づくもので、会派への交付等を示しています。</p>

<p>判断・活動を制約してはならない。</p> <p>(2) 会派・勉強会は、市政運営に関係した内容を検討するための場合のみ設立できるものとする。</p> <p>(3) 会派・勉強会は、議会の運営を阻害してはならない。</p> <p>(4) 会派・勉強会としての条例提出権は持たない。</p> <p>(5) 会派・勉強会には予算を付けない。』</p>		
---	--	--

◎市民との関係（第6条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>地方自治法第109条第5項、第6項は正しいですか。最新版では、法第115条の2関係になると思います。</p>	1	<p>◇原案の修正を行います</p> <p>このご意見については、平成24年の地方自治法の一部改正を踏まえ、ご意見のとおり修正いたします。</p>

◎情報の発信等（第7条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>次のような理解で宜しいでしょうか。</p> <p>『(1) <基本理念>、3条)、4条)を実現するために、あらゆる機会を作り、機会を捉え、市民に対して議会の状況、議決に関して情報発信に努める。</p> <p>(2) 議会、及び、委員会等のあらゆる会議は公開とし、議事録、提出された資料、検討資料などの会議資料は、資料作成の時間の後に、否決議案、資料を含め、速やかに公開すること。</p> <p>(3) 情報発信のための担当部署を、事務局内に作る。</p> <p>(4) 情報公開の基準は、別途、条例の通りである。』</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>このご意見については、一考としてご理解いたします。本条は、「理念条例」の観点から、情報公開の規範性を示すことを趣旨として規定していますので、原案のとおりとします。</p>

◎議会報告会（第8条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
7条に含めるのが適当と考えます。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考としてご理解いたします。「議会報告会」の開催は議会改革の取組みにおいて、重要な位置づけにあります。本市議会においてもそのように認識するため、本条は一条文として独立させているものです。

◎市長等との関係（第9条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
議会条例が市長を拘束する事は、できないのではないのでしょうか。これは、独立した条例とすべきと考えます。次のような内容を考えました。 『(1) 市長及び執行機関と議会との間の十分な議論は、市政の円滑な運営の基本である。この議論の場を設定するために、別途、条例を定める。 (2) 会議では、議会での円満で、十分な議論を行うための、質疑の事前検討の方法、議事進行方法、について検討する。 (3) この会議の成果を取り込み、議会での質疑の内容の十分な事前準備・検討を行い、内容の深化を図り、もって効率的で的確な質疑となるようにする。』	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考としてご理解いたします。本条文は、議会の目指すべき方向性を示す「理念条例」としての観点から策定しています。本条の趣旨は、二元代表制における「議会」と「市長」の関係において、常に緊張ある関係を保ちながら市政発展に取り組むことを目指しています。また、別途条例を策定する予定はありません。ご理解いただきまして、原案のとおりといたします。

◎市長等による政策の説明（第10条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
基本は9条に同じです。又、本条が市長の活動を律することはできないと思います。必要であれば、別途、条例を定めるべきです。	1	◇原案どおりとします 本条は、議会の目指すべき方向性を示す「理念条例」の観点から、市長は政策等の説明及び執行後の評価等を努力義務として規定しています。また、別途条例を策定する予定はありません。この点をご理解いただきまして、原案のとおりといたします。

◎予算、決算における市長等に求める情報提供（第11条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
基本は9条に同じです。別途、条例を定めるべきです。	1	◇原案どおりとします 本条文は、議会の目指すべき方向性を示す「理念条例」としての観点から、予算決算の審議資料を作成することを定めています。また、別途条例を策定する予定はありません。この点をご理解いただきまして、原案のとおりといたします。

◎議決事項の拡大（第12条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
基本は9条に同じです。別途、条例を定めるべきです。	1	◇原案どおりとします 本条文は、議会の目指すべき方向性を示す「理念条例」としての観点から策定しています。また、別途条例を定めていますので、この点をご理解いただきまして、原案のとおりといたします。

◎議員間の自由討議（第13条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
4条) (3) に記してあるので、本条は不要です。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考としてご理解いたします。議員間相互の討議については、ご意見のとおり議員個人の原則として定義付けをしていますが、さらに、多様な意見を出し合った上での合意形成の重要性を規定した条文でもあります。その重要性が極めて高い条文として、章立て、条文立てを行っているところです。この点をご理解いただきまして、原案のとおりといたします。

◎委員会（第14条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>地方自治法第109条に則る旨を明記する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>5条の項で説明しましたが、委員会と会派とは役目が重複しているように思います。特に、守谷市のように小規模市政であれば、なおのこと、この点を痛感します。尚、市政業務全体に目を配りながら、議会の管理していない市政業務が出ないように、委員会の新設や廃止を行い、又、縦割りの弊害が出ないように、委員会全体を統括・調整する機関（議会運営委員会でしょうか）が必要だと思います。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>このご意見については、一考としてご理解いたします。本条は、別に定める「守谷市議会委員会条例」の上位規範として、理念等の基本的な事項を位置づけるものです。この点をご理解いただきまして原案のとおりといたします。</p>

◎政務活動費（第15条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>「会派又は議員」の中の「又は」について意味が問題のように思います。実は、切り分けが難しいのではないのでしょうか。どのように切り分けするのか、条例に明記して下さい。</p> <p>尚、私は、議員活動は、議員個人を尊重するためにも、「委員会」に統一すべきだと考えています。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>このご意見については、一考としてご理解いたします。本条は、別に定める「守谷市議会政務活動費の交付に関する条例」の上位規範として、理念等の基本的な事項を定めるものです。また、この条例の第2条において、「政務活動費は会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付する。」とありますので、このことについても、ご理解をいただきまして原案のとおりといたします。なお、根拠法の地方自治法第100条第14項（政務活動費の交付に係る条例化規定）では「会派又は議員」と明記しています。</p>

◎議員研修（第16条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
既に実行されていると思うのですが、研修の結果報告及び報告資料の提出・公開を義務付けて下さい。遠地への出張、宿泊のある出張については、議会の事前了承を義務付けて下さい。海外出張については、事前申請は当然です。報告は、議会、市長、執行機関、市民に対する報告であり、そのために時間を確保し、十分に研修成果が還元されるようにして下さい。報告資料は、ホームページに掲載して下さい。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考として参考にさせていただきます。本条は、別に定める「守谷市議会議員の研修に関する条例」の上位規範として、理念等の基本的な事項を定めるものであり、研修報告や公表等については、この条例で定めています。ご理解をいただきまして原案のとおりといたします。 議員研修報告のHP掲載については、様式等を決定し今後の公開に向けて準備を進めています。なお、先の政務活動費の報告内容はHPで公表しています。

◎予算の確保（第18条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
議会予算について、市長との間での定例の会議を設ける事が必要のようです。別途、条例で決めればよいと思います。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考としてご理解いたします。本条の趣旨は、議会の活動に必要な予算確保を努力義務として定めるものです。また、別途条例を策定する予定はありません。この点をご理解いただきまして、原案のとおりといたします。

◎議会図書室（第19条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
中央図書館の中に、議会要請図書、というエリアを作り、一般市民も閲覧できるようにすると良いのではないのでしょうか。議員専用の閲覧機を設置すると良いと思います。議員要請図書の日常の管理は、中央図書館に委任すればよいと思いますが如何でしょうか。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考として参考にさせていただきます。本条で規定する図書室は、地方自治法100条第19項に基づく議会図書室の図書、資料の充実を定めていますので、ご理解をいただきまして原案のとおりといたします。

◎議会広報の充実（第20条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
他の条項と重複しているのではないですか。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考としてご理解いたします。本条は、多様な手段を活用しての広報の充実について規定しています。本条の趣旨をご理解いただきまして原案のとおりとします。

◎政治倫理（第21条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
政治倫理だけを独立させるべきです。次のような内容と理解して良いでしょうか。 (1) 議員は市民の付託に応えるという重い責任を課されている事を自覚し、高い倫理観と品位をもって職務を遂行しなければならない。 (2) 議員の従うべき倫理規定については、別途、条例で定める。	1	◇原案どおりとします このご意見のとおり、広義的な解釈として宜しいものと理解しますが、表現方法としては原案のとおりとします。また、本条は別に定める「守谷市政治倫理条例」の上位規範として、この条例を遵守することを規定するものです。

◎議員定数（第22条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
効率を重視し、定数は、必要最低限とする事を明記して下さい。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考としてご理解いたします。本条は、別に定める「守谷市議会議員定数条例」の上位規範として、改定する場合の手続き等を規定するものです。ご理解をいただきまして原案のとおりとします。

◎議員報酬（第23条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
別条例になると思いますが、議員の年齢制限を明記して下さい。又、退職金の考え方、特に、再選時の退職金の考え方について検討して下さい。最終の議員活動期間に対して、あるいは、積算した通年に対してのみ、つまり1回のみ退職金を払うという制度が、社会通念に合っていると思います。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考としてご理解いたします。本条は、別に定める「守谷市特別職の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の上位規範として、議員報酬の額を改定する場合の手続き等を規定するものです。ご理解をいただきまして原案のとおりとします。 なお、平成23年6月の地方議会議員の「議員年金制度」の廃止に伴い「退職一時金」も廃止されています。

◎最高規範性（第25条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
本条例は最高規範となるのですから、その目的に恥じないような、又、市民感覚に馴染むような内容・表現にして下さい。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考として参考にいたします。この条例は守谷市議会の基本的な事項を定める条例であるとともに、議会に関する他の条例や規定なども、この条例の趣旨等を踏まえ、整合を図る必要があるため、調整を行っています。本条は原案のとおりとしますが、本条例の再考に努めたいと思います。

◎見直し手続（第26条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
検証の組織、方法、時期、及び、評価結果公表時期、について明記して下さい。定期的な作業になると思います。	1	◇原案どおりとします このご意見については、一考としてご理解いたします。本条においては、この条例が形骸化しないよう、条例制定後も検証を行うことなどを規定しています。また、その検証については第24条第2項で規定する「議会改革推進会議」で行うものとします。方法等の詳細は、この推進会議の中で決定することになりま

		す。ご理解をいただきまして原案のとおりといたします。
--	--	----------------------------

◎その他について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>◇あいまいな語句が多いように思います。“真の”，“責任”，“目線”，などです。背後に具体的なものが感じられる表現を期待します。</p> <p>◇いくつかの条項に重複するような内容があります。例えば“説明責任”，“市民参加”，“議会広報の充実”などの語句・概念が頻出していますが、まとめられないのでしょうか。</p> <p>◇現実に起きている問題点を背景にした条項と、本条例で掲げる筈の理念と云える内容とが混在しています。現実に起きている問題には、別条例にて対応するのが良いのではないのでしょうか。</p> <p>◇具体的な方法が欲しい項目が多々あります。別条例にて具体的に対応して欲しいと思います。“説明責任を果たす方法”，“市政運営を監視し，評価する方法”，“判りやすい議会運営の具体的な方法”などです。</p> <p>◇最高規範なので，全体のまとめり，表現，視野の広さ，法律との関係など，十分に検討し，どこに出しても恥ずかしくない内容に進化させて下さい。</p> <p>◇“守谷市”は，多くの特徴を持っているのですから，それが滲み出るような表現（あるいは項目）を盛り込んで下さい。</p>	1	<p>これらのご意見については，一考として参考にさせていただきます。</p> <p>本条例の条文等は，原則として，議会の目指すべき方向性を示す「理念条例」としての観点から策定しています。</p> <p>各条項においては，重複する文言がございますが，それらの文言が各条項の趣旨からも密接不可分な共通キーワードに当たることから，重複等も十分に考慮した上で，条文等を整理しています。</p> <p>この条例は守谷市議会の基本的な事項を定める条例であるとともに，議会に関する他の条例や規定なども，この条例の趣旨等を踏まえ，整合を図っています。また，既存条例等も本条を軸として，体系化を考慮して整理しています。</p> <p>また，本条例の条文においては，今後の議会活動等を経て，別途の条例等の規定を定めていかなければならないと認識しております。その検証については本条例第24条第2項で規定する「議会改革推進会議」で行うものをご理解願います。方法等の詳細は，この推進会議の中で，決定することになります。</p> <p>その他としましては，本条例の内容のこと，守谷市の特徴を示すことについては，策定過程においても論点として扱われており，これらの議論を経て案をまとめていますので，ご理解をお願いいたします。</p>

◎パブリックコメントに係らない意見について

意見の要旨	件数	意見に対する考え
<p>1) 守谷市ホームページ中の総務部のページに記載されているパブリックコメントと、今回の議会条例のパブリックコメントとは、同じ権能を持っていると考えてよいのでしょうか。</p> <p>2) 第二次守谷市総合計画は、守谷市議会の了解を得ているのでしょうか。又、市民の総意を取り込んだ内容なのでしょうか。</p> <p>3) 日常の身近な問題については、既に、守谷市のホームページからインターネットにて依頼できるようになっており、しかも、迅速に対応して頂いています。このような市役所でのサービス、更に、地区担当職員を配置するというサービスと、議員の行う市民対応の活動とは、どのような関係になるのでしょうか。</p>	<p>1</p>	<p>このご意見は、本条例にかかるパブリックコメントとは別のものかと思いますが、参考までに回答いたします。</p> <p>1) 議会で実施するパブリックコメントは、総務課で実施する「守谷市パブリックコメント手続き要綱」に該当いたしません。議会においては、パブリックコメントに係る要綱がありませんので、この手続き要綱に準じて実施しています。</p> <p>2) 第二次守谷市総合計画（基本構想）は、「守谷市議会の議決すべき事件を定める条例」を根拠とした議決事件に当たります。また、総合計画の策定は、市民3,000名（無作為抽出）を対象とする各種アンケートの実施、市内6地区におけるワークショップの実施、守谷市総合計画審議会の審議等を経て、市民意見を取り入れた過程を踏まえ策定しています。</p> <p>3) 地方公共団体は、執行機関（行政）と議決機関（議会）とで構成されています。行政が行うサービスは、主に市民が安全安心に生活できるよう提供するサービスのことをいいます。また、議会においては、市民を代表する機関として、市長等の執行機関を監視する機関にあたります。このことを踏まえて、市民に対するサービスの相違をご理解いただきたいと思います。</p>